

西日本高速道路株式会社関西支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和8年1月30日（金） 関西支社 2階 大会議室	
出席委員 （五十音順・敬称略）	渦岡 良介（京都大学防災研究所教授）、岸田 潔（京都大学大学院工学研究科教授）、杉浦 徳宏（南山大学 法務研究科教授）、仁木 恒夫（大阪大学大学院教授）、松本 智子（弁護士）、安尾 明裕（弁護士）、山口 隆司（大阪公立大学大学院教授）	
審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日	
抽出件数／対象件数	7件／164件	件 名 等
工 事	一般競争入札	2件／7件 名神高速道路 三島高架橋他3橋耐震補強工事 舞鶴若狭自動車道 飯盛山トンネル工事
	条件付 一般競争入札	2件／22件 令和6年度 関西西地区 トンネル非常用設備更新工事 令和7年度 第二神明道路事務所管内 伸縮装置取替工事
	指名競争入札	0件／0件
	随意契約	1件／8件 中国自動車道（特定更新等） 宝塚IC～神戸JCT間土木構造物更新工事（その3）
調査等	1件／25件	新名神大阪東事務所管内 水文調査業務（令和7年度）
維持管理役務及び 物品・役務	1件／102件	令和7年度 税務相談アドバイザー契約

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
<p>【入札監視事務局からの報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑等なし。 <p>【入札・契約手続きの運用状況等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額契約基準額の変更について伺いたい。 <p>【抽出事案の説明】</p> <p>（工事）</p> <p>◆名神高速道路 三島高架橋他3橋耐震補強工事 〔一般競争入札〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工場所が離れているところがありますが、一体で施工範囲としている理由は何ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・250万円以下の契約は少額契約と位置づけ随意契約を可能としていますが、令和8年10月1日より物価変動等の状況を踏まえて基準額を400万円以下に改正しております。金額の定めは国の基準（予算決算及び会計令）を参考に会社で決定したのになります。 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ事務所が所掌する範囲内であるため、一体の工事として発注しています。

意見・質問	回答
<p>・発注規模が小さいと参加者が減ることもあるのですか。</p> <p>◆舞鶴若狭自動車道 飯盛山トンネル工事 〔一般競争入札〕</p> <p>・価格評価基準額を下回る入札者が多くいますが、考えられる要因は何ですか。</p> <p>・付加点については、ポイントとなる提案をピックアップして、その中で総合的にもっとも優れている提案に付加点を付与するという認識でよいですか。</p> <p>◆令和6年度 関西西地区 トンネル非常用設備更新工事 〔条件付一般競争入札〕</p> <p>・入札参加者が1者であった理由はどのように考えていますか。</p> <p>・金額が折り合わずに最終的に価格協議が行われていますが、NEXCOの算定する契約参考価格と業者の設定する金額に乖離があったことが、参加者が増えなかった要因とは考えられないのでしょうか。</p> <p>・工事を受注する能力のある会社はもっといるようなので、工事の規模を少し小さくするなどの工夫も考えられると思います。</p> <p>・金額の乖離について、入札額は実勢価格を反映したことによる乖離であったとしていますが、その確認は相手方とNEXCOで行ったのか。それとも第三者を交えたものなのか。適切な価格であるとの判断はどのようになされたのですか。</p>	<p>・そういったことも考えられます。</p> <p>・トンネル掘削と切盛土工事の単純工事が多いため、金額の予想がつきやすいことから、NEXCO積算に近い金額での入札が多かったと考えています。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>・原因が何であったか明確な理由は確認できておりません。</p> <p>・価格の違いについては、入札参加者は下請会社等の見積をもとに入札金額を算定しているのに対して、当社はこの工事に使われる標準的な単価や徴収した見積をもとに積算しており、その条件に差があったものと考えられます。当社の積算金額は入札に参加される時点ではお示ししていないので、参加者の手が上がらなかった直接的な原因ではないと考えています。</p> <p>入札者参加者が1者であったのは、一般論としては、同時期に類似の工事が他機関でもあったなどの外的な条件も要因と考えられます。</p> <p>・入札参加者が1者にならない取り組みとして、指名との併用という発注形態も取り入れていきたいと考えています。</p> <p>・NEXCOの積算金額と相手方の算出金額を細かく比較して確認し、相手方の金額に合理性があると判断したものを実勢価格ととらえて適切な価格と判断しています。</p> <p>相手方の算出金額の合理性の確認においては、実際に施工する下請会社から出てきている見積を根拠</p>

意見・質問	回 答
<p>◆令和7年度 第二神明道路事務所管内 伸縮装置取替工事 〔条件付一般競争入札〕</p> <p>・「企業の施工能力」に関する技術評価点は、どういった基準で採点しているのですか。</p> <p>・「NEXCO 西日本貢献度」の評価は3段階の点数付けがなされていますが、どのような基準で分かれているのですか。</p> <p>・入札を辞退した者が多いようですが、その理由は何でしょうか。</p>	<p>として提出してもらっています。当社の積算に用いる金額とは、その時の下請けの需給状況等によっても異なることがあるので、それらを協議の中で確認し合理性及び妥当性の判断を行うものとなります。</p> <p>・同種工事の過去の工事実績の評定点数に基づいて点数付けをしています。参加資格要件となる施工実績としては条件を満たしている中での採点であり、技術評価点が低い＝技術的な問題があるということはありません。</p> <p>・過去に災害協力の実績があり、契約後に災害等があった際にも協力する意思があれば0.5点、過去に実績はないが協力する意思がある場合は0.3点、実績と協力意思がない場合は0点としています。</p> <p>・明確なところはわかりませんが、他の公共発注機関の状況や民間の動向などによって、入札参加や辞退が左右されるものと考えられます。</p>
<p>◆中国自動車道（特定更新等）宝塚IC～神戸JCT間土木構造物更新工事（その3） 〔随意契約〕</p> <p>・基本協定に基づいて、その1～その4工事の契約相手方は決まっています、それぞれの工事を実施する前に価格交渉を行うということでしょうか。</p> <p>・競争の契機というのは、当初の手続開始の公示の時点でなされているという認識でよいですか。</p>	<p>・はい。工事全体に関して基本協定を結んでおり、設計が終わったものから順次価格協議のうえ工事の契約を結んでいくものになります。</p> <p>・そのとおりです。</p>
<p>（調査等）</p> <p>◆新名神大阪東事務所管内 水文調査業務（令和7年度）</p> <p>・審査対象基準価格を下回った者が8者いて、入札金額が基準価格前後に集中していますが、NEXCOの契約制限価格と審査対象基準価格が高かったということでしょうか。</p>	<p>・水文調査業務は過去から継続的に実施していますが、おおむね3割程度の入札者が審査対象基準価格を下回る傾向となっています。</p> <p>積算基準や単価等については公表しております。落札者の金額内訳を確認すると、直接業務費は当社</p>

意見・質問	回 答
<p>(維持管理役務及び物品・役務)</p> <p>◆令和7年度 税務相談アドバイザー契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問税理士契約とは違うのですか。 ・相談頻度はどのくらいですか。アドバイザー契約を結ぶのではなく、必要な都度依頼するという形は考えられないのですか。 ・同種サービスとの報酬水準と比較とありますが、どのように比較しているのですか。 	<p>積算と大きな乖離はなく、諸経費で差が出ていますので、入札参加者間で適切な競争原理が働いた結果であると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問税理士とは別途契約していますが、国際税務に関して助言をいただくなど顧問税理士とは別に相談できる契約を結んでいます。 ・月に2件程度の相談頻度ですが、都度契約するよりもアドバイザー契約の方が安いと判断して、そのようにしています。 ・当社と同等程度の企業に対する報酬金額を調べられる範囲で調べた結果と比較して、時間当たりの報酬単価について、妥当な水準であると判断しています。

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし
